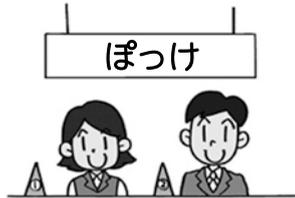


基幹相談支援センター「ぽっけ」にご相談ください！

「基幹相談支援センターぽっけ」は障がいなどに関する「総合相談窓口」です。

障がいのある方とご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようさまざまな相談や情報提供、地域への啓発活動などを行っています。



例えば……

- 障害福祉サービスを利用したい
- 暮らしで困っていることがある
- 地域で心配な方がいる
- 専門機関を紹介してほしい など

専門の職員が、お子さんから大人の方まで、障がいの有無に関わらずさまざまな相談に対応いたしますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。

発達障害啓発週間

毎年4月2日は国連で定めた「世界自閉症啓発デー」です。

日本では世界自閉症啓発デーの4月2日～8日までを「発達障害啓発週間」と定め、発達障がいについて多くの方々に知っていただく機会としています。

誰もが暮らしやすい社会の実現のためには、障がいの特性やライフステージに合わせた療育などの適切な支援のほか、周囲の理解も大切です。

発達障がいを正しく理解し、発達障がいの方も暮らしやすい社会にしていきましょう。



問い合わせ

基幹相談支援センター(名寄庁舎 2階)
☎01654③2111(内線3218)

生活に困りごとと不安がある方はご相談ください

生活困窮者自立相談支援事業

働きたくても働けない、経済的な問題や家族の問題などでお困りの方からの相談を受け、専門の相談員が相談者の抱える問題や状況を確認し、一人ひとりの状況に合わせた具体的な支援計画を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



就労準備支援事業

「社会に出ることに不安がある」「他人とうまくコミュニケーションできない」といった理由ですぐに職に就くことが難しい方に、就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。



家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸し付けのあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。



住居確保給付金

離職により住居を失う、またはその可能性が高い方に家賃相応額(上限あり)を有期で給付する事業です。
※給付を受けるには、収入、資産、雇用施策による給付金の授受などいくつかの支給要件があります。



相談先

名寄市社会福祉協議会「生活相談支援センター」(総合福祉センター内)
☎01654③9862

問い合わせ

社会福祉課福祉総務係(名寄庁舎 2階)
☎01654③2111(内線3221)